

憲法週間

広島高等裁判所裁判官インタビュー

自己紹介をお願いします。

平成6年に司法試験に合格し、平成9年4月に弁護士（埼玉弁護士会）になりました。平成13年7月に裁判官（東京地裁）に任官し、以後、北は北海道（札幌）から南は沖縄（那覇）まで全国転勤し、令和2年4月から広島高等裁判所民事部に勤務しています。

司法試験受験の動機は、専門職へのあこがれです。当初は弁護士志望であり、弁護士になりましたが、4年と少し経って、裁判官に任官しました。小さな事務所に勤務する街弁として活動しており、仕事は楽しかったですが、良い意味でも悪い意味でもしごらみが多くなり、裁判修習したときの裁判所の印象も良かったことから縁あって裁判官に任官しました。

裁判官の職業は、外からは分かりにくく（隣接業種である弁護士からも分かりにくい。）、任官した後になってその仕事の本当の姿が分かりました。もちろん、職責は重いですが、非常に合理的に職務が分担されており、裁判をすることに集中できる職場でした。

今では任官して良かったと思っています。

プロフィール
澤井 真一 裁判官
広島高等裁判所
第3部

職場の雰囲気について教えてください。



私が現在勤務している広島高等裁判所民事部は、主に第一審（地方裁判所・家庭裁判所）がした裁判に不服が申し立てられた事件を取り扱っています。取り扱う事件の幅は広い反面、第一審で十分な審理が尽くされていることも多いため、書面での審理が中心となります。そのため、利用者が多く、関係職員も多い第一審の地方裁判所・家庭裁判所とは異なり、高等裁判所は、職員の人数が少なく（良く言えば少数精鋭ですが寂しく感じます。）、経験年数の長い職員が多く（ベテラン集団です。）、裁判官も、ひたすら事件記録の読み込みと文献調査、判決等作成に明け暮れているのが実情です。ですから、仕事以外の会話もあまりありません。

向き不向きの問題はあると思いますが、私の場合、若い頃であれば、じっとしていられなくて我慢できなかったかもしれませんが、今は、年もとり、おとなしくなっているので特に問題ありません。

高等裁判所における勤務は、以上のようなものなので、なかなか厳しい面もありますが、世間のイメージに比較的近い、静的で沈黙考しながら職務に従事するという意味で、いわゆる裁判官らしい勤務ができる場所です。

仕事内容について教えてください。



私は、民事・家事を担当する裁判官なので、紛争や権利侵害などが生じた場合、証拠に基づいて事実を認定し、法律を当てはめて解決を図ること（一定の結論を導くこと）を仕事としています。

民事裁判は、当事者によって主張が提示され、立証活動が行われるという原則があり、裁判官はこれに基づいて判断する立場になります。そして、実際には多くの場合、弁護士が当事者を代理して訴訟活動を行うため、民事裁判における弁護士の方々の果たす役割は極めて大きいことはいうまでもありません。そうした意味では、民事事件において司法的解決を担っている主役は、弁護士であるともいえます。

ただ、証拠関係からいかなる事実を認定するのかは一義的に明らかではない上、法律の解釈適用にも何通りもの考え方があることは多々あるので、実際には、裁判官個人の見識、能力、経験等によって結論が変わることは珍しくはありません。また、法律の解釈適用のみでは最終的な解決を図ることができないことも多く、本来あるべき司法的解決に向けて、当事者を代理する弁護士と裁判官とが共通の認識を築いた上で、共に努力することも不可欠なものといえます。

近時、利用者が満足する裁判（利用者目線の裁判所）の重要性が強調されます。裁判所は紛争解決を目的の一つとする機関である以上、双方当事者に対し諦めや譲歩を求めることが必然的に伴うので、利用者に完全に満足をしてもらうのは本来的に難しいのですが、裁判官が不断に修練することにより、裁判の終局（解決）の質を高めることが可能であることは否定できません。

したがって、日頃から事件を通じて修練を怠らない裁判官とそうでない裁判官とでは差がかなり生じることも事実で、裁判官は、公務員であること以上に専門職としての職責を果たすことを求められるという厳しい側面があります。私自身、自分にそれができているかを問われると自信はありませんが、地位にかかわらず優秀とされる裁判官の警咳に接する機会があると、今更ながらに自分が凡人であったこと、これまでの努力も不足していることを思い知らされることがあります。



しかし、裁判官の仕事の最大の特徴は、何といたっても、その専門性よりも、職権行使の独立にあります（すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。（憲法76条3項参照））。裁判官は、経済的な利害得失、政治的な思惑、更には、世の中の雰囲気にも左右されずに判断を下すことを常に求められています。裁判官が法廷で着る黒い法服は、「他の色に染まることがない」ことを、三種の神器の一つである「八咫鏡（やたのかがみ）」をモチーフとした裁判所のバッジは「曇りなく真実を映す」ことをそれぞれ含意するものですが、その職責の特徴を表すものです。

これは、具体的にいうと、裁判官は、裁判事項については、自分がなぜ、このような結論に至ったのかについて法の解釈適用に基づき、かつ、論理的に説明すれば足り、それ以上に他者に根回ししたりして、その了解を得る必要がないことを意味しています。

裁判事項以外のこと（卑近な例でいえば、今はコロナ禍で機会がないのですが、飲み会の場所、参加者、時間、予算等の問題。）では、周囲の空気を読んで、他者の了解を得つつ、取り決める必要が生じるところ、職務として裁判を行う場合にはこのようなことは一切ありません。これは、個々の裁判官の行使する職務権限の大きさに鑑みたとき、非常に特徴的なことだと思います。



憲法週間に当たってのメッセージをお願いします。

現代は、フェイクニュースも含めて情報が溢れかえり、価値観も多様化して、将来の見通しは不透明な時代です。揺るぎようがないと思われた権威もあっけなく失墜します。利己的な理屈でも愛嬌と勢いがあれば、同調されるような風潮もあり、このような時代に生きると、先を読んで優位に立つため、あるいは、置いて行かれて損をしないために広く薄く情報に接して、目先の変化に敏感に反応しがちになります。

しかし、これでは、変化に表面的には対応できても、場当たりの生き方しかできず、不安も消えません。社会全体も落ち着かず、安定的に保持されるべき社会基盤が取り崩されていくような気がします。

私は、以前は、裁判所にいると時代に取り残されるような気分になったこともありましたが。裁判所は、過去に生じた紛争や権利侵害について正義の観点からこれを清算し、それによって社会を安定させる機能を果たしており、社会の最先端に位置し、変革を主導する組織ではないからです。また、裁判官任官時、八咫鏡の裁判所バッジを渡されたとき、三種の神器のモチーフを付けて裁判をすることに権威主義的なものを感じ、かつ、通常人以上の良識を求められることにも気後れを感じていました。

しかし、最近は、少し違った考え方を持つようになってきました。学生時代に人権の保障と権力の分立を定める最高法規と呪文のように唱えて理解した気になっていた憲法は、今になってみると、時代を超えて先人が残した英知の結集（その意味では、思想、宗教、科学技術、芸術などの文化遺産と変わらない。）であって、このような時代にこそ、その持つ意味を重く受け止め、自分にはこれを維持し発展させていく義務があると思うようになってきました。

現場にいる裁判官が目の前の事件について、安易に時代に流されることなく、法に基づき、公正かつ適正の判断をすることが今ほど重要な時代はないと最近痛感しています。

このことは、専門職の職業倫理として当然求められているだけでなく、憲法の定めを前提にすれば、裁判官である以上、その職責から当然心がけないといけないことだからです。

